

東京都市計画文教地区の変更（大田区決定）

都市計画文教地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	備考
第1種文教地区	約 ha 40.7 (41.1)	東京都文教地区建築条例 (昭和25年条例第88号) [規制内容の概要] 第1種文教地区 ・主に住居系用途地域内に指定し、学校、図書館等の教育文化施設及びこれと一体となった良好な住宅地の環境の形成や保護を図るため、風俗営業関連建築物、ホテル、劇場、マーケット、遊技場、一定の工場等の規制を行う。
第2種文教地区	約 ha 8.8 (8.6)	第2種文教地区 ・主に住居系以外の用途地域内に指定し、学校図書館等の教育文化施設及びこれと一体となった良好な文教的環境の形成を図るため、風俗営業関連建築物、ホテル、劇場等の規制を行う。
小計	約 ha 49.5 (49.7)	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

理由

用途地域の変更に伴い、文教地区の面積を変更する。

変更概要

種類	変更前面積	変更後面積	面積	備考
第1種文教地区	約 ha 41.1	約 ha 40.7	約 0.4 ha	面積を再計測した結果、面積を変更する。位置及び区域の変更はない。
第2種文教地区	約 ha 8.6	約 ha 8.8	約 0.2 ha	